

前回の御指摘を踏まえた事務局提出資料

家内労働法における最低工賃の決定等に関する条文

家内労働法(昭和45年法律第60号)(抄)

第三章 工賃及び最低工賃

(工賃の支払)

第六条 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。

2 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る物品についての検査（以下「検査」という。）をするかどうかを問わず、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。この場合においては、委託者が検査をするかどうかを問わず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、その日から一月以内に支払わなければならない。

(工賃の支払場所等)

第七条 委託者は、家内労働者から申出のあつた場合その他特別の事情がある場合を除き、工賃の支払及び物品の受渡しを家内労働者が業務に従事する場所において行なうように努めなければならない。

(最低工賃)

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日を経過する日までの間は、前条第一項の規定による決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。

5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低工賃額（最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。）について別段の定めをすることができる。

6 前条第二項の規定は、第三項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(最低工賃の改正等)

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等)

- 第十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。
- 2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

(公示及び発効)

- 第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。
- 2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

(最低工賃額等)

- 第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。
- 2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

(最低工賃の効力)

- 第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

(最低工賃に関する職権等)

- 第十五条 第八条第一項及び第十条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であつて厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案（厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。）については、当該都道府県労働局長が行う。
- 2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低工賃が著しく不相当となつたと認めるときは、労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。
- 3 第八条第二項の規定は、前項の労働政策審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(工賃及び最低工賃に関する規定の効力)

- 第十六条 第六条又は第十四条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定める基準による。

(参考) 都道府県最低工賃一覧表 (平成31年3月7日現在)

都道府県	件 名
北海道	北海道男子既製服製造業最低工賃
	北海道和服裁縫業最低工賃
青森県	青森県和服裁縫業最低工賃
	青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃
	青森県電気機械器具製造業最低工賃
岩手県	岩手県婦人・男子既製洋服製造業最低工賃
	岩手県電気機械器具製造業最低工賃
宮城県	宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃
	宮城県電気機械器具製造業最低工賃
秋田県	秋田県通信機器用部分品製造業最低工賃
	秋田県男子服・婦人服・子供服製造業最低工賃
山形県	山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃
福島県	福島県横編ニット製造業最低工賃
	福島県電気機械器具、情報機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃
	福島県外衣、シャツ製造業最低工賃
茨城県	茨城県男子既製洋服製造業最低工賃
	茨城県電気機械器具製造業最低工賃
	茨城県婦人・子供既製服製造業最低工賃
栃木県	栃木県電気機械器具製造業最低工賃
	栃木県衣服製造業最低工賃
群馬県	群馬県横編ニット製造業最低工賃
	群馬県婦人服製造業最低工賃
	群馬県電気機械器具製造業最低工賃
埼玉県	埼玉県紙加工品製造業最低工賃
	埼玉県足袋製造業最低工賃
	埼玉県縫製業最低工賃
	埼玉県電気機械器製造業最低工賃
	埼玉県革靴製造業最低工賃
千葉県	千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃
東京都	東京都電気機械器具製造業最低工賃
	東京都革靴製造業最低工賃
	東京都婦人既製洋服製造業最低工賃
神奈川県	神奈川県紙加工品製造業最低工賃
	神奈川県スカーフ・ハンカチーフ製造業最低工賃
	神奈川県電気機械器具製造業最低工賃
新潟県	新潟県男子・婦人既製洋服製造業最低工賃
	新潟県横編ニット製造業最低工賃
	新潟県作業工具製造業最低工賃
	新潟県洋食器・器物製造業最低工賃
富山県	富山県ニット製造業最低工賃
	富山県電気機械器具製造業最低工賃
	富山県ファスナー加工業最低工賃
石川県	—
福井県	福井県衣服製造業最低工賃
	福井県眼鏡製造業最低工賃
山梨県	山梨県貴金属製品製造業最低工賃
	山梨県電気機械器具製造業最低工賃
	山梨県婦人服製造業最低工賃
長野県	長野県外衣・シャツ製造業最低工賃
	長野県電気機械器具製造業最低工賃

都道府県	件 名
岐阜県	岐阜県男子既製洋服製造業最低工賃
	岐阜県婦人服製造業最低工賃
	岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃
静岡県	静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃
愛知県	愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃
三重県	三重県車両電気配線装置製造業最低工賃
滋賀県	滋賀県下着・補整着製造業最低工賃
京都府	京都府紙加工品製造業最低工賃
	京都府丹後地区絹織物業最低工賃
大阪府	大阪府男子既製洋服製造業最低工賃
兵庫県	兵庫県綿・スフ織物業最低工賃
	兵庫県靴下製造業最低工賃
	兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃
	兵庫県釣針製造業最低工賃
	兵庫県電気機械器具製造業最低工賃
奈良県	奈良県靴下製造業最低工賃
和歌山県	—
鳥取県	鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃
	鳥取県和服裁縫業最低工賃
島根県	島根県外衣・シャツ製造業最低工賃
	島根県電気機械器具製造業最低工賃
	島根県和服裁縫業最低工賃
岡山県	岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃
広島県	広島県既製服縫製業最低工賃
	広島県和服裁縫業最低工賃
	広島県毛筆・画筆製造業最低工賃
	広島県電気機械器具製造業最低工賃
山口県	山口県和服裁縫業最低工賃
	山口県男子既製洋服・学校服・作業服製造業最低工賃
徳島県	徳島県縫製業(下着・ハンカチーフ製造業)最低工賃
香川県	香川県手袋・ソックスカパー製造業最低工賃
愛媛県	愛媛県タオル製造業最低工賃
高知県	高知県繊維産業最低工賃
	高知県衛生用紙製造業最低工賃
福岡県	福岡県男子服製造業最低工賃
	福岡県婦人服製造業最低工賃
佐賀県	佐賀県婦人既製服製造業最低工賃
長崎県	長崎県男子既製洋服製造業最低工賃
	長崎県婦人既製洋服製造業最低工賃
	長崎県和服裁縫業最低工賃
熊本県	熊本県和服裁縫業最低工賃
	熊本県縫製業最低工賃
	熊本県電気機械器具製造業最低工賃
大分県	大分県電気機械器具製造業最低工賃
	大分県衣服製造業最低工賃
宮崎県	宮崎県男子既製洋服製造業最低工賃
	宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃
	宮崎県内燃機関電装品製造業最低工賃
鹿児島県	鹿児島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃
沖縄県	沖縄県縫製業最低工賃

自営型テレワークガイドラインにおける 契約条件明示等の記載について

自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン

第3 関係者が守るべき事項

(2) 契約条件の文書明示及びその保存

イ 契約条件の文書明示

注文者は、自営型テレワーカーと自営型テレワークの契約を締結するときには、自営型テレワーカーと協議の上、自営型テレワーカーに対して、次の①から⑫までの事項を明らかにした文書を交付すること。

また、契約期間が一定期間継続し、受発注が繰り返されるような場合、各回の受発注に共通する事項を包括的な契約とし、納期等各回の個別の事項をその都度の契約内容として、それぞれ明示することも可能であること。

- ① 注文者の氏名又は名称、所在地及び連絡先
- ② 注文年月日
- ③ 注文した仕事の内容
- ④ 報酬額、報酬の支払期日及び支払方法
- ⑤ 注文した仕事に係る諸経費の取扱い
- ⑥ 成果物の納期（役務の提供である場合は、役務が提供される期日又は期間）
- ⑦ 成果物の納品先及び納品方法
- ⑧ 成果物の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日（検収日）
- ⑨ 契約条件を変更する場合の取扱い
- ⑩ 成果物に瑕疵がある等不完全であった場合やその納入等が遅れた場合等の取扱い（補修が求められる場合の取扱い等）
- ⑪ 成果物に係る知的財産権の取扱い
- ⑫ 自営型テレワーカーが業務上知り得た個人情報及び注文者等に関する情報の取扱い

ロ 電子メール等による明示

イの①から⑫までの事項は、文書の交付に代えて電子メール又はウェブサイト上等（以下「電子メール等」という。）での明示によることとしてもよい。この場合、自営型テレワーカーが出力できるものであることが必要である。ただし、その場合でも、自営型テレワーカーから文書の交付を求められたときは、速やかに文書を当該自営型テレワーカーに交付すること。

ハ 契約条件の文書保存

注文者は、自営型テレワーカーとの契約条件をめぐる紛争を防止するため、イの事項を記載した文書又は電子メール等を3年間保存すること。

契約書の参考例 — 基本契約 —

業務委託契約書

株式会社〇〇を甲とし、■■■を乙として、甲の業務の委託に関して、次の通り契約を締結する。
本契約に定めのない事項又は本契約の内容等に疑義が生じた場合には、その都度、民法をはじめとする法令等を踏まえ、誠意をもって甲乙協議の上、取り決めるものとする。

(委託業務)

第1条 甲は、乙に△△△に関する業務(以下「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託し、本件業務の目的を理解して誠実に業務を遂行する。

(契約期間)

第2条 甲が本件業務を乙に委託する期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

(基本契約及び個別契約)

第3条 甲と乙の間における本件業務に関する個別の契約(以下「個別契約」という。)は、甲から、本件業務に関する具体的な委託内容、契約金額、成果物の納期、その他具体的事項が記載された発注書が発行され、乙から当該発注書に対して承諾された場合において、当該発注書の内容に従い成立する。

2 本契約に定める諸条項は、本契約の有効期間中、甲が本件業務を継続的に乙に委託するにあたり、甲乙間で締結される個別契約に共通して適用されるものとする。個別契約で本契約と異なる規定を定めた場合は、個別契約の定めが本契約に優先するものとする。

(契約の解除)

第4条 甲又は乙は、相手方が次の各号の一つに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。なお、当該解除は相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。

- ① 相手方が契約に基づく債務を履行せず、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に債務の履行をしないとき。
- ② 相手方の責に帰すべき事由により、個別契約に定める納期を遵守することができないと認められるとき。
- 2 甲と乙が合意により契約を解除する場合、甲は、乙に対し、当該成果物の完成割合及びその時点において有する機能等をもとに甲及び乙が誠実に協議し、その分の報酬を支払う。
- 3 災害などの甲の責めに帰すべき事由以外の事由で契約が解除される場合に生じた負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。

注文者=甲、自営型テレワーカー=乙です。仲介事業者など、注文者以外の者がいる場合は、例えば、「仲介事業者を丙として」と入れることもあり得ます。

ライターの業務内容は、雑誌や書籍などの出版物、ウェブサイトなどに掲載する文章を書くことです。また、取材や写真撮影なども行います。

例えば、以下のような記載を追加することも考えられます。

【例】甲又は乙は、相手方が次の各号の一つに該当するときは、相手方に対する何らの通知・催告を要せず直ちに契約の全部又は一部を解約できるものとする。

- ① 相手方に対しその業務の遂行を妨げる等重大な過失又は背信行為があったとき。
- ② 支払停止・支払不能・債務超過に陥ったとき、又は強制執行・仮差押・仮処分・公売処分・租税滞納処分・競売を受けたとき。
- ③ 破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。

既に仕事に着手した部分により利益が生じている部分については、甲は乙へその分の報酬を支払うことなどが考えられます。

(報酬等)

第5条 本件業務に関する報酬額は、〇字あたり〇円（税込）とする。なお、個別契約に定める報酬額が本契約書に定める報酬額より高い場合は、発注書の定めによるものとする。

2 交通費、通信費等諸経費の取扱いについては、甲乙協議の上、決定する。

(報酬の支払方法)

第6条 甲は、乙から各月末日までに提出を受けた請求書に関し、各月分の報酬額を翌月末日までに乙指定の銀行口座に振り込むことで支払う。

なお、その際の振込手数料は、甲の負担とする。

(契約条件の変更)

第7条 本契約の当事者の一方は、委託業務の内容、実施方法等契約条件の変更を行う必要があると判断した場合は、甲乙協議の上、変更することができる。この場合、委託業務の内容、実施方法、報酬等の変更内容について、書面で明示し、合意するものとする。

2 甲は、前項により契約条件を変更する場合は、乙と協議の上、従前の契約に基づき乙が実施した業務の進捗状況に応じて、それまでの報酬を支払うものとする。

(知的財産権の侵害第三者の権利侵害)

第8条 乙は、本件業務の実施に当たり、第三者の著作権等の知的財産権を侵害しないように留意するとともに、成果物が第三者の著作権等の知的財産権をも侵害していないことを保証するものとする。

(成果物の検査)

第9条 甲は、乙から提出を受けた成果物に関し、〇日以内に検査を行う。

(補修)

第10条 甲は、前条に基づく検査の結果、成果物が一定の納品水準に達していないと判断した場合は、乙に対し、乙の責任と負担による補修を求めることができる。

(成果物の権利)

第11条 本件業務に基づき作成された成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条所定の権利を含む。）は、成果物の検査完了をもって、乙から甲に移転するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき甲に著作権を譲渡した成果物につき、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

(第三者委託)

第12条 乙は、本件業務の全部又は一部について第三者に委託する必要があると判断した場合は、甲と協議の上、第三者に委託することができる。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、本契約上の義務を履行する過程において知り得る相手方の業務上の機密に属する情報（以下「秘密情報」という。）の秘密を守り、これらの情報を、相手方の事前の書面による許諾なく、本契約以外の目的のために利用し、又はいかなる第三者に対しても漏洩若しくは開示してはならない。ただし、以下の各号に該当する情報については、この限りではない。

報酬額、報酬の支払期日、支払方法、仕事にかかる諸経費に関する定めです。

仲介事業者など、注文者以外の者が報酬の支払の代行を行う場合は、例えば「報酬の支払は、丙が代行して行う」といった項を追加するなど、その旨を明示する必要があります。

契約条件を変更する場合の取扱いです。
仲介事業者を介して行う契約の場合は、例えば、丙（＝仲介事業者）の運営するウェブサイトの管理画面上や丙の用意する様式により変更を行う旨を記載することなども考えられます。

成果物に関して、問題があるかどうかの判断が容易な場合、次のような記載例もあります。
【例】検査により、成果物が一定の水準に達したと甲が判断した場合は、それ以降は、甲は乙に補修を請求することができない。

仲介事業者を介して行う契約の場合は、例えば、検査の結果を丙（＝仲介事業者）を通じて乙に通知する旨を記載することなども考えられます。

補修や損害賠償が求められる場合の取扱いです。

成果物に関する知的財産権に関する取扱いです。
その他の記載例としては、知的財産権の使用対価に関する規定が考えられます。
【例】甲は、●●の使用により得られた製品を販売したときは、使用許諾料として、その売上金額の〇パーセントを乙の指定する期日までに支払う。

- ① 相手方から提供又は開示された時点で、既に公知となっている情報
 - ② 相手方から提供又は開示された後に公知となった情報。ただし、公知となったことが、甲又は乙による本条違反の結果である場合を除く。
 - ③ 開示前より相手方である甲又は乙が保有していた情報
 - ④ 甲又は乙からいかなる意味における拘束も受けていない第三者から、本契約締結後に、合法的に取得した情報
- 2 甲及び乙が、裁判所又は政府機関の命令により秘密情報を開示する場合には、前項本文の規定は適用しない。
- 3 甲及び乙は、本契約終了後、又は、相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方から提供された秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面、電子的記録その他の媒体物及びその全ての複製物を返却、又は相手方の指示に従い破棄するものとする。
- 4 本条に定める機密保持義務は、本契約終了後も存続する。

(個人情報の取扱い)

- 第14条 甲は、乙に関する個人情報を取り扱うに当たっては、乙の同意を得た利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱うものとする。
- 2 乙は、本件業務の履行に当たって知り得た個人情報及び業務上知り得た機密情報を取り扱うに当たっては、契約範囲外で当該情報を利用してはならない。また、これらの情報の保管や契約終了後の消去等について、甲乙あらかじめ協議の上、決定するものとする。

(損害賠償)

- 第15条 甲又は乙は、相手方に対して、自己の責に帰すべき事由により、本契約又は個別契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、当該損害を賠償する。
- 2 前項に定める損害は、当該違反による直接かつ現実に被った損害に限る。

(法令の遵守)

- 第16条 甲及び乙は、本契約に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

この契約の成立の証として、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

甲 住所：
電話番号：
社名：株式会社〇〇
代表者名

印

乙 住所：
電話番号：
氏名：■■■

印

自営型テレワーカーが守るべき個人情報の安全管理や機密情報等の取扱いに関する事項を別に契約することもあります。

【例】

- 個人情報等の定義
- 個人情報等の適切な管理・受託業務に係る個人情報等の甲の指定する作業場所以外への持ち出しの禁止。
- ・コンピュータのセキュリティ対策
- 個人情報等の返還及び返還時の複製の禁止 など

自営型テレワーカーの個人情報に関する取扱いです。

契約解除、補修、秘密保持、個人情報の取扱い等の場面で、損害賠償が発生することがあります。

その他、反社会的勢力の排除等に関する記載を追加することも考えられます。

【例】甲及び乙は、以下各号の一に掲げる事項について表明し、保証し、かつ、将来にわたって確約する。

- ①自己及び自己の役員（取締役、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が、反社会的勢力暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
- ②反社会的勢力が経営を支配していないこと。
- ③反社会的勢力が経営に実質的に関与していないこと。
- ④反社会的勢力を利用していないこと。
- ⑤反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと。
- ⑥その他自己又は自己の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

契約条件をめぐるトラブルを防止するため、契約書はきちんと保管しておきましょう。注文者は、契約条件を記載した文書を3年間保存するよう求められています。

平成〇〇年〇月〇日

注文年月日の記載があります。

発 注 書

(甲) 発注者 住所：

社名：株式会社〇〇

代表者名：

TEL/FAX/MAIL：

本件業務に関する担当者：△△

TEL/FAX/MAIL：

印

注文者の氏名、所在地、連絡先の記載のほか、担当者氏名も明らかにされています。

(乙) 住所：

氏名：■■■

TEL / FAX / MAIL：

甲は、乙に対し、以下のとおり執筆業務を委託する。

1 委託内容 △△出版社刊『質・量ともに良好な自営型テレワーク』コラム執筆業務

- ・ キャッチコピー 1 本 (24 文字以内)
- ・ 小見出し 2 本 (各 16 文字以内)
- ・ 本文 (28 文字 × 20 行 560 文字以内)

注文した仕事の内容の記載があります。

2 契約金額 ￥〇〇〇〇 (税込) (源泉徴収税 ￥〇〇〇〇 を報酬振込時に差し引く)

報酬額の記載があります。

3 履行期限 平成〇年〇月〇日

4 納品先・方法 株式会社〇〇 (担当者△△) あてテキストデータをメールで納品すること

成果物の納期、納品先、納品方法の記載があります。
仲介事業者を介して行う契約の場合は、丙 (= 仲介事業者) の運営するウェブサイトの管理画面上で納品する旨を記載することなども考えられます。

5 諸経費の取扱い

甲は、以下の経費を負担するものとする。

- ・ 甲が指定する仕事に必要な機器
- ・ 打ち合わせ時の交通費
- ・ 通信費
- ・ 報酬の振込手数料

諸経費の取扱いの記載があります。

「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会」

(抄)

～情報システム・モデル取引・契約書～

(パッケージ、SaaS/ASP 活用、保守・運用) <追補版>

2008 年 4 月

(報告書)

パッケージソフトウェア利用コンピュータシステム構築委託契約書

【対象・前提】

- ・ 契約当事者：ITの専門知識を有しないユーザと、業として情報サービスを提供するベンダを想定

 （例）委託者（ユーザ）：民間中小・中堅企業、地方自治体、独立行政法人等
 受託者（ベンダ）：情報サービス企業（SIer、ソフト会社、ITコーディネータ等）
 ※対等に交渉力のあるユーザ・ベンダについてはモデル取引・契約書第一版を参照。
- ・ 開発モデル：パッケージ+カスタマイズ型、パッケージ+オプション型

 ※モデル取引・契約書第一版「2. (7) パッケージ活用、反復繰り返し型の開発、中小企業等ユーザにおける活用の留意点」を基に、新たに策定したモデル
- ・ 対象システム：財務会計システム、販売管理システム、電子メール、グループウェア、Webシステム等の導入、構築・設定、カスタマイズ開発、移行、教育、保守、運用支援
- ・ 対象モデル：パッケージモデル、SaaS/ASPモデル

 ※大規模受託開発についてはモデル取引・契約書第一版を参照。
- ・ プロセス：共通フレーム2007に準拠したシステムの企画、要件定義段階、開発段階、運用段階、保守段階の定義による。
- ・ 一括発注の場合に加え、マルチベンダ形態、工程分割発注に対応。
- ・ システム基本契約書はプロジェクトごと、ベンダごとに締結。個別契約はシステム基本契約書の別紙である重要事項説明書をもって締結。

パッケージソフトウェア利用コンピュータシステム構築委託モデル契約書 (システム基本契約書)

委託者_____（以下「ユーザ」という。）と受託者_____（以下「ベンダ」という。）とは、パッケージソフトウェア、SaaS および／もしくはASP を利用して構築するユーザ向けのコンピュータシステム（以下「本件システム」という。）に係る業務の委託に関して、次のとおり契約（以下「システム基本契約書」という。）を締結する。

(本契約の構造)

第1条 本契約は、システム基本契約書及び以下の業務のうち左欄に☑が記された業務（以下「本件業務」という。）に関する各個別契約書によって構成される。

- A 要件定義支援及びパッケージソフトウェア候補選定支援業務契約（カスタマイズモデル）
- B パッケージソフトウェア選定支援及び要件定義支援業務契約（カスタマイズモデル）
- C パッケージソフトウェア選定支援及び要件定義支援業務契約（オプションモデル）
- D 外部設計支援業務契約
- E ソフトウェア設計・制作業務契約
- F 構築・設定業務契約
- G データ移行支援業務契約
- H 運用テスト支援業務契約
- I 導入教育支援業務契約
- J 保守業務契約
- K 運用支援業務契約

- 2) 前項の各個別契約書は、システム基本契約書と一体となる本件業務に関するそれぞれの別紙重要事項説明書へのユーザ及びベンダによる記名押印をもって締結する。

本モデル契約書は、企画フェーズから保守運用フェーズまでに共通して適用されることを想定しており、本契約書（わかりやすい記載にするため個別契約書を含まない本契約書だけに記載された事項についての契約を「システム基本契約書」と定義している。）は、本件業務の種類に関係なく、すべてに適用される契約条項を定めるものであり、全体の基本契約の役割をはたす。それぞれの本件業務を受託するベンダが異なる場合には、システム基本契約書はベンダごとに作成、締結される。

別紙重要事項説明書は各本件業務についての業務の内容及び個別の契約条項を定めるものであって、各本件業務についての個別契約書の役割をはたすものである。別紙重要事項説明書（個別契約書）は、それぞれの本件業務を担当するベンダごとに作成、締結される。

(契約内容の確定及び変更等)

第2条 本契約(システム契約並びに選択された本件業務についての別紙重要事項説明書によって構成される契約全体を指す)の内容は、以下のとおり確定し、以下の条件に従って変更することができる。

- ① ベンダ及びユーザが記名押印した、システム契約並びに別紙重要事項説明書に記載された内容は、ひとつの契約を構成し、そのタイトルの部分に「予約」と記載されていない限り、ベンダ及びユーザを法的に拘束する。
- ② 別紙重要事項説明書には、確定した契約条件のほかはまだ確定していない契約条件が記載されていることがあり、このうち確定していない契約条件については、そのタイトルの部分に「予約」と記載される。予約と記載された事項についての記載はベンダ及びユーザを法的に拘束するものではない。
- ③ ベンダが複数の本件業務を担当する場合、ユーザ及びベンダは、最初に遂行すべき本件業務に係る部分については、すべての契約内容を確定させるものとする。
- ④ ベンダが複数の本件業務を担当する場合で当初複数の重要事項説明書を作成している場合は、ユーザ及びベンダは、最初に遂行すべき本件業務以外に係る重要事項説明書について、それぞれの本件業務の開始時に、具体的業務内容、個別契約条項等の条項の再確認を行い、その時点までに確定していなかった条項を確定し、また必要に応じて確定されていた条項についての変更を行った上で、当該本件業務に関する契約条件を確定する。この場合における契約条件の確定は、新たに重要事項説明書(以下「改訂版重要事項説明書」という。)を作成しこれにユーザ及びベンダが記名押印することによって行う。
- ⑤ 改訂版重要事項説明書は、これが作成され記名押印されたときから、本契約と一体をなすものとして本契約の内容を規定する効力を生じる。
- ⑥ ④所定の契約条件変更のほか、ユーザ及びベンダの協議により、別紙重要事項説明書(改訂版重要事項説明書を含む。以下同じ。)に記載された条項の変更を行う場合は、ユーザ及びベンダが記名押印した書面によって行うものとする。なお、かかる変更の際には価格及び納期の変更の有無、変更の内容についても協議・合意されるものとする。
- ⑦ ベンダは、ユーザが前号の変更規定に基づかずに契約条件の変更を行った場合、この変更により生じたことについて、一切の責任を負わない。

同一のベンダが複数の本件業務を受託する場合であっても、システム基本契約書は1通のみを作成することになる。一方、重要事項説明書については、同一のベンダが複数の本件業務を受託する場合は、各本件業務の開始時に、それぞれの本件業務についての内容を確定して作成する。これは、同一のベンダが複数の本件業務を一括して受託する場合であっても、各本件業務の内容は、前工程となる本件業務が実施された結果を反映して決定すべきものであるから、本件業務の区切りごとにその内容を確認する機会を設ける必要があるからである。このような建付けとすることにより多段階契約方式を実現している。

同一のベンダが複数の本件業務を受託する場合に複数の本件業務についての重要事項説明書を当初から作成してしまう場合も考えられる。その際、最初に遂行すべき本件業務に

についての重要事項説明書にはすべて確定された条項が記載されることになるが、後工程の本件業務についてのいくつかの条項は、暫定見積りを行うためのものであって、これらの条項は確定条項として当事者を拘束するものではない。こうした確定していない条項について暫定的な記載をする場合はかかる条項について「予約」と記載する。ベンダがこのように予約として記載された条項も、そうした条項が含まれる本件業務が始まる前には前項で説明したようにユーザとベンダがその内容を確認し改訂版重要事項説明書を作成、記名押印することによって確定されていく。

上記のとおり本件業務を開始する時点で、当該本件業務に関する条件はすべて確定しているが、これを当該本件業務の途中で変更する場合は、本条⑥に規定する契約内容変更の手続によることになる。

(協働と役割分担)

第3条 ユーザ及びベンダは、双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。

- 2) ユーザ及びベンダ双方による共同作業及び各自の分担作業は、別紙重要事項説明書においてその詳細を定めるものとする。
- 3) ユーザ及びベンダは、共同作業及び各自の実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合若しくは不完全な実施であった場合、それにより相手方に生じた損害の賠償も含め、かかる遅延又は不実施若しくは不完全な実施について相手方に対して責任を負うものとする。

「信頼性ガイドライン」において、「商慣行・契約・法的要素に関する事項」として、「情報システム構築の分業時の役割分担及び責任関係の明確化」が重要である旨指摘されているが、これは、情報システム構築取引の特徴を反映したものである。ソフトウェア開発は、ユーザの業務をコンピュータで処理可能にするものであるところ、その業務はユーザ毎に異なり、ユーザこそがその内容の確定についての権限と責任を負っている。但し、「ユーザの業務」といっても、システム開発業務の着手段階ではユーザの責任者自身も完成形をイメージできていないこともしばしばである。この点で、よくたとえられる建物の建築とは大きな違いがある。ソフトウェア開発業務は建物の建築とは似て非なるものであることを十分理解しておく必要がある。

こうした理由から、ソフトウェア開発は、ユーザとベンダが意思の疎通を図りつつ共同作業及び分担作業を適切に行うことが重要である。しかし、その対象となる業務の範囲は広範で多様なため、しばしば作業項目自体の漏れが生じるし、ユーザ・ベンダ間で互いに「この業務は相手方の責任範囲である」という思惑違いも生じる。これがシステム開発におけるトラブルの原因となる場合も多い。そのため、本モデル契約には、ユーザ・ベンダの役割分担を別紙重要事項説明書において具体的に文書化することとしている。

第1項は、システム開発は、ユーザとベンダの共同作業であるという基本認識を確認している。ソフトウェア開発に関する紛争は、このような基本認識の欠如に起因するところが多い。

第2項は、詳細な役割分担については、ユーザ・ベンダ間の個別の状況に応じて、別紙重要事項説明書において定めることとしている。

第3項は、各当事者が実施すべき共同作業又は分担作業を怠った場合には、それぞれ責任を負うことになることを確認している。例えば、ユーザが実施すべき共同作業又は分担

作業に関して債務不履行があった場合には、結果としてソフトウェアが完成しなかったとしてもベンダは債務不履行責任を負わないことや、ベンダの債務不履行責任に関する損害賠償請求においてユーザ側の過失相殺事由として勘案すること、さらに場合によってはベンダよりユーザに対する損害賠償請求を行うことなどが考えられる。

(連絡協議会の設置)

- 第4条 ユーザ及びベンダは、本件業務が終了するまでの間、その進捗状況、リスクの管理及び報告、ユーザ及びベンダ双方による共同作業及び各自の分担作業の実施状況、システム仕様書に盛り込むべき内容の確認、問題点の協議及び解決その他本件業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため、連絡協議会を開催するものとする。但し、システム基本契約及び別紙重要事項説明書の内容の変更は第2条(契約内容の確定及び変更等)に従ってのみ行うことができるものとする。
- 2) 連絡協議会は、原則として、別紙重要事項説明書で定める頻度で定期的に開催するものとし、それに加えて、ユーザ又はベンダが必要と認める場合に随時開催するものとする。
 - 3) 連絡協議会には、ユーザ及びベンダ双方の責任者、主任担当者及び責任者が適当と認める者が出席する。また、ユーザ及びベンダは、連絡協議会における協議に必要となる者の出席を相手方に求めることができ、相手方は合理的な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。
 - 4) ベンダは、連絡協議会において、別途ユーザ・ベンダ間にて取り決めた様式による進捗管理報告を作成して提出し、当該進捗管理報告に基づいて進捗状況を確認するとともに、遅延事項の有無、遅延事項があるときはその理由と対応策、推進体制の変更(人員の交代、増減、再委託先の変更など)の要否、セキュリティ対策の履行状況、別紙重要事項説明書の変更を必要とする事由の有無、別紙重要事項説明書の変更を必要とする事由があるときはその内容などの事項を必要に応じて協議し、決定された事項、継続検討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者等を確認するものとする。
 - 5) ユーザ及びベンダは、本件業務の遂行に関し連絡協議会で決定された事項について、システム基本契約及び別紙重要事項説明書に反しない限り、これに従わなければならない。
 - 6) ベンダは、連絡協議会の議事内容及び結果について、書面により議事録を作成し、これをユーザに提出し、その承認を得た後に、ユーザ及びベンダ双方の責任者がこれに記名押印の上、それぞれ1部保有するものとする。ベンダは、議事録の原案を原則として連絡協議会の開催日から〇日以内に作成して、これをユーザに提出し、ユーザは、これを受領した日から〇日以内にその点検を行うこととし、当該期間内に書面により具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、ベンダが作成した議事録を承認したものとみなすものとする。
 - 7) 前項の議事録は、少なくとも当該連絡協議会において決定された事項、継続検討とされた事項及び継続検討事項がある場合は、検討スケジュール及び検討を行う当事者の記載を含むものとする。

本条は、ユーザ及びベンダによる連絡協議会の開催を定期的に開催することを定める。

連絡協議会は、プロジェクトの重要事項を検討し、決定していく重要な場であり、ほとんどのソフトウェア開発プロジェクトで設けられている。こうした会議体の運営で重要な

ことは、その場で議論された内容を明確に記録に残しておくことである。具体的には議事録を作成し、それに必要な事項を明確に記載することが求められる。しかし、上手くいかないプロジェクトでは、こうした運用が適切になされていない場合がしばしばある。

第1項は、協議会で協議すべき事項について定めた。本モデル契約書では、進捗状況・リスクの管理及び報告、ユーザ及びベンダによる共同作業及び各自の分担作業の実施状況、問題点の協議・解決その他本件業務が円滑に遂行できるよう必要な事項について協議会を開催することとした。

第2項は、連絡協議会の開催頻度について、別紙重要事項説明書に基づくことを定める。

第3項は、ユーザ及びベンダの責任者及び主任担当者³¹以外の者、例えば、開発担当者やユーザ内の従業員等の出席を認め、相手方の出席要請に応じる義務も明記している。

第4項は、ベンダの責任者が、連絡協議会の席上、「進捗管理報告」に基づいて報告を定期的に行う進捗管理を義務づけている。

第5項は、連絡協議会で決定した事項が当事者により遵守されなければ無意味であるので、これに従うことを義務づけている。

第6項は、協議会の議事録の作成をベンダに義務づけるとともに、ユーザが記名押印を怠る場合に備えてみなし承認規定を設けている。

第7項は、議事録の必要的記載事項として、連絡協議会において決定された事項、継続検討とされた事項、継続検討事項がある場合は検討スケジュールと検討を行う当事者の記載を義務づける。

(ユーザがベンダに提供する資料等及びその返還)

第5条 ユーザは、ベンダに対し、本件業務に必要な資料、機器、設備等（以下「資料等」という。）の開示、貸与等を行うものとする。

- 2) ユーザが前項に基づきベンダに提供した資料等の内容に誤りがあった場合又はユーザが提供すべき資料等の提供を遅延した場合、これらの誤り又は遅延によって生じた費用の増大、完成時期の遅延、瑕疵などの結果について、ベンダは責任を負わない。
- 3) ベンダは、ユーザから提供を受けた資料等を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、双方が合意した返還日又はユーザから請求があったときに、これらを返還する。
- 4) 資料等の提供及び返還にかかる費用は、ユーザが負担する。

システム開発においては、ユーザからベンダへの情報提供が不可欠であり、ユーザはベンダにさまざまな資料等を提供することになる。また、ベンダは、ユーザに対し、必要な資料等の提供を要求できることを明確に規定しておく必要がある。

本条では、ユーザからベンダに提供される資料等の提供、保管、使用、返還について定める。

³¹ 責任者とは、個別契約におけるユーザ及びベンダ双方のプロジェクトの管理遂行責任者をいう。ユーザにおいては、中間資料等の承認、仕様・設計等の確定、検収、変更管理書の交付などの権限と責任を負う。ベンダにおいては、個別業務の遂行、ユーザからの要請・請求に対する対応、変更管理書の交付などの権限と責任を負う。主任担当者とは、各責任者の下に、窓口として円滑な意思疎通を図るため、連絡確認及び必要な調整を行う者をいう。(第一版第9条63ページ、第10条65ページ参照)

第1項は、ユーザは、ベンダに対し、受託業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等を行うことを定める。

第2項は、資料等の提供について、ユーザが一定の役割を負担することを明確にするために、ユーザが提供する資料等の内容の誤りがあった場合又はユーザが資料等の提供を遅延した場合は、それによって生じた開発費用の増大、完成時期の遅延、瑕疵などの結果について、ベンダは責任を負わないものと定める。

第3項は、ベンダの資料等の保管義務及び返還義務について定める。

第4項は、資料等の提供がユーザの責務であることから、返還にかかる費用がユーザの負担となることを定め、これにより、返還費用に関するトラブル予防を図ることとした。

(再委託)

第6条 ベンダは、ベンダの責任において、本件業務の一部を第三者に再委託することができる。但し、ベンダは、ユーザから請求があった場合には、再委託先の名称及び住所等、再委託先を特定しうるだけの情報をユーザに通知しなければならない。当該第三者に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、ユーザは、その理由を書面によりベンダに通知することにより、当該第三者に対する再委託の中止を請求することができる。なお、ユーザから再委託の中止の請求をベンダが受けた場合は、作業期間、納期または委託料等の内容の変更について、第2条⑥に準じて協議を行い、合理的な範囲で合意するものとする。

- 2) ベンダは、再委託先との間で、再委託に係る業務を行わせる場合、本契約に基づいてベンダがユーザに対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。
- 3) ベンダは、再委託先の履行についてユーザに帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

本モデル契約書においては、パッケージを利用したシステム開発の取引実態により適合するものとして、モデル取引・契約書第一版第7条³²【B案】を採用している。再委託の可否については、①再委託先の技術力についての保証がなく、また機密保持の観点からも原則禁止とし委託者の承諾を要するとすべき（原則禁止【A案】）との考えと②再委託を原則禁止としてしまうことによって業務の遂行における柔軟性が失われ結局提供される技術の質も効率も損なわれてしまうので原則自由とすべき（原則自由【B案】）との考えの対立があり、モデル取引・契約書第一版においても、両論が併記されている。

本モデル契約書が前提とする取引は、パッケージソフトウェアを利用すること、ユーザが中小企業等であることなどに特色がある。この観点より本論点を検討すると、そもそも多くの場合第三者製品（パッケージソフトウェア）をシステムのコアの部分に据えるのであるから、再委託を厳しく制限することは現実的ではないこと、また原則再委託自由としてもユーザが要求するときは再委託先を開示させることとし、かかる再委託先を使うことを止めさせることに合理的な理由があるときはかかる再委託を止めさせることができるとすれば弊害も少ないものと考えられる。

³² モデル取引・契約書第一版 59～60p。A案：再委託先におけるユーザの事前承諾を設ける場合、B案：再委託先の選定について原則としてベンダの裁量（但し、ユーザの中止請求が可能）とする場合。

従って、第1項においては、再委託は原則自由とし、ユーザが要求するときには再委託先を開示し、ユーザは合理的な理由があるときには再委託を中止できることとした。ここで、「合理的な理由」とは、例えば、現に再委託先がユーザと競合する企業のソフトウェア開発業務に関与し、ユーザ独自の業務ノウハウが競合先に流出しかねない危険があること、再委託先の情報セキュリティ確保の措置が不十分であること、以前に当該再委託先に業務を委託したが適切に業務が遂行されなかった実績があること、再委託先の経営権に関する紛争の存在、再委託先の業務内容が不健全であること、ユーザにおいて制定している委託先選定基準への不適合等の状況が想定される。

ユーザからのかかる再委託の中止請求については、特に再委託先での作業が既に進んでいるときなど、作業期間、委託料、納期等に影響が出ることが予想されるので、そのような場合には、契約変更手続（システム基本契約書第2条⑥）に準じて契約条件の変更に係る協議を行い、ユーザ及びベンダは、合理的な範囲での変更合意を行う義務を負うこととしてある。例えば、ユーザがベンダからの合理的な委託料増額案に対して応じないときは、ベンダに対して債務不履行責任を負うことになり、増額分について損害賠償責任を負うこともあり得る。なお、ユーザは合理的な範囲の契約変更を受け容れられない場合には、各本件業務にかかる契約の解約を選択することもできる。この場合、ユーザは、原則としてベンダに対し、既になされた業務の対価を支払い、発生した損害を賠償しなければならないものと考えられる。

第2項は、ユーザとベンダ間の本契約に基づくベンダの義務を、再委託先にも負わせることを義務づけている。

第3項は、ユーザが再委託について承諾したとはいっても、ベンダは自らが業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。この場合においても、再委託先の履行に関し、ユーザに帰責事由がある場合についてまでベンダに責任を負わせることは酷なのでベンダの責任の範疇から除かれている。

（秘密情報の取扱い）

第7条 ユーザ及びベンダは、本件業務の遂行のため、相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後〇日以内に書面により内容を特定した情報（以下あわせて「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、ユーザ及びベンダは秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。

- ① 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
 - ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - ④ 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- 2) 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

- 3) ユーザ及びベンダは、秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。
- 4) ユーザ及びベンダは、秘密情報を、本契約の目的のために知る必要のある各自（本契約に基づきベンダが再委託する場合の再委託先を含む。）の役員及び従業員に限り開示するものとし、本契約に基づきユーザ及びベンダが負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。
- 5) 秘密情報の提供及び返還等については、第 5 条（ユーザがベンダに提供する資料等及びその返還）に準じる。
- 6) 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、第 8 条が本条の規定に優先して適用されるものとする。
- 7) 本条の規定は、本契約終了後、〇年間存続する。

ソフトウェア開発においては、ユーザ、ベンダが互いに相手方の秘密情報に接することが想定されることから、本条では、それぞれの秘密保持義務を定める。

第 1 項では、秘密保持義務の対象となる情報を特定している。本項では、対象となる情報を明確にするため、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報であるか、または口頭により秘密である旨通知して開示した情報は、開示後〇日以内に書面により内容を特定することを必要としている。第 1 号から第 4 号は、秘密情報の例外規定である。

第 2 項は、秘密情報の提供を受けた当事者は、秘密情報の管理に必要な措置を講ずることとしている。秘密情報の秘密管理性及び非公知性を維持するためには、提供を受けた当事者に秘密情報を適正に保護する体制の構築を義務づけておく必要がある。秘密情報の管理については、物理的、技術的、人的、組織的管理措置を実効的に構築しなければならない。

第 3 項は、秘密情報の目的外使用を禁止し、複製、改変については相手方の承諾を要件としている。

第 4 項は、システム基本契約書及び個別契約に基づき乙が再委託する場合の再委託先も含め、秘密情報の開示を受けた役員、従業員、退職者へも秘密保持義務を負わせるよう求めている。開示を受けた者が退職してしまった場合に、第三者に秘密情報が出て行くことのないよう退職者についても秘密保持義務を課すことを義務づけている。秘密情報の開示を受ける担当者等に秘密保持の誓約書を義務づけるなど、より具体的な方策を定めておくことも考えられる。退職者に対して秘密保持義務を課す場合には、一般的に秘密保持契約を締結する必要がある。特に、現職の従業者等及び退職者と秘密保持契約を締結する際には、秘密保持義務が必要性や合理性の点で公序良俗違反（民法第 90 条）とならないよう、その立場の違いに配慮しながら、両者がコンセンサスを形成できるようにすることが重要である（「営業秘密管理指針」（平成 15 年 1 月 30 日、平成 17 年 10 月 12 日改訂、経済産業省）参照）。

本条で定める秘密情報と次条で定める個人情報は、公知情報でない個人情報について適用が重複する場合もありうるので、第 6 項でその優先関係について取り決めている。

第 7 項は、秘密保持義務は通常契約期間より長期の存続が必要であるため、本契約終了後一定期間（秘密情報の性質から鑑みて合理的な期間）、存続させるものとしている。

（個人情報）

- 第 8 条 ベンダは、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下「法」という。）に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際してユーザより取扱いを委託された個人データ（法第 2 条第 4 項に規定する個人データをいう。以下同じ。）及び本件業務遂行のため、ユーザ・ベンダ間で個人データと同等の安全管理措置（法第 20 条に規定する安全管理措置をいう。）を講ずることについて、別紙重要事項説明書その他の契約において合意した個人情報（以下あわせて「個人情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。なお、ユーザは、個人情報をベンダに提示する際にはその旨明示するものとする。また、ユーザは、ユーザの有する個人情報をベンダに提供する場合には、個人が特定できないよう加工した上で、ベンダに提供するように努めるものとする。
- 2) ベンダは、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
 - 3) ベンダは、個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前にユーザから書面による承諾を受けるものとする。
 - 4) 個人情報の提供及び返還等については、第 5 条（資料等の提供及び返還）を準用する。
 - 5) 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、ベンダはユーザより委託を受けた個人情報の取扱いを再委託してはならない。但し、当該再委託につき、ユーザの事前の承諾を受けた場合はこの限りではない。

個人情報保護法第 22 条に基づいて委託者は、委託先に対する監督の責任を負うことから、ソフトウェア開発委託契約においても、委託先の監督について取り決めておく必要がある（個人データの取扱いを委託する場合に契約に盛り込むことが望まれる事項については、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン³³」（以下、「個人情報ガイドライン」という。）等を参照）。また、個人情報は、秘密保持義務の対象となる秘密情報とは対象、契約で定めることが望まれる事項が異なるので、個人情報保護に関する条項を秘密保持とは別途規定してある。

第 1 項は、ベンダに個人情報保護を義務づける。「その他の契約」とは、システム基本契約書及び別紙重要事項説明書以外に、個人情報の取扱いに関する委託契約を別途締結するケースを想定している。また、ユーザ保有の個人情報については、当該個人に対し責任を持っているユーザ自身がより安全な取扱いにつき配慮すべきである。例えば、テスト時に使用するデータをユーザ側がダミー化する等してベンダに渡す等の配慮を行う必要がある。

第 2 項は、ベンダに必要な安全管理措置を義務づける。

第 3 項は、ベンダに個人情報の目的外の使用を禁止し、複製、改変についてはユーザの

³³ 個人データの取扱いを委託する場合に契約書への記載が望まれる事項について、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」（平成 16 年 6 月、経済産業省）（以下、「個人情報ガイドライン」という。）において、委託者及び受託者の責任の明確化、個人データの安全管理に関する事項、再委託に関する事項、個人データの取扱状況に関する委託者への報告の内容及び頻度、契約内容が遵守されていることの確認、契約内容が遵守されなかった場合の措置、セキュリティ事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項が挙げられている。

承諾を要件としている。

第4項は、個人データの提供、返還・消去・廃棄に関する事項については、第5条（資料等の提供及び返還）を準用する。

第5項は、再委託がベンダの裁量で可能な場合にも、個人情報の取扱いの再委託についてはユーザの事前承諾を要するものとしている。個人情報ガイドラインに、再委託を行う際に委託者への文書による報告を契約上規定すべきとされている趣旨に対応する³⁴。

個人情報をどのように取り扱うのかについては、ユーザの事業分野に関するガイドライン等を踏まえた上で、事前に具体的内容について十分協議して、委託者と受託者の責任分担を明確にしておく必要がある。

（報告書の著作権）

第9条 ベンダがユーザに対して提出する報告書に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、ユーザ又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、ベンダに帰属するものとする。

- 2) ユーザは、前項の報告書又はその複製物を、本件システムを利用するために必要な範囲で、複製、翻案することができるものとする。

本条は、全ての各本件業務に共通して問題となりうる報告書に関する著作権の帰属について規定する。

なお、本契約における成果物となるべきソフトウェア等に関する著作権については、ソフトウェア設計・制作業務に関する別紙重要事項説明書で定める。

（損害賠償）

第10条 ユーザ及びベンダは、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、法令に基づく損害賠償を請求することができる。但し、別紙重要事項説明書に請求期間が定められている場合は、法令に基づく請求期間にかかわらず重要事項説明書に定める期間の経過後は請求を行うことができない。

- 2) 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、帰責事由の原因となった業務に係る別紙重要事項説明書に定める損害賠償限度額を限度とする。
- 3) 前項は、損害が損害賠償義務者の故意又は重大な過失に基づくものである場合には適用しないものとする。

本条は、瑕疵担保責任、債務不履行責任、不法行為責任等に基づく損害賠償責任の制限

³⁴ 委託者が受託者について「必要かつ適切な監督」を行っていない場合で、受託者が再委託した際に、再委託先が適切とはいえない取扱いを行ったことにより、何らかの問題が生じた場合は、元の委託者がその責めを負うことがあり得るので、再委託する場合は注意を要する。（「個人情報ガイドライン」参照）

について規定する。情報システム開発の特殊性を考慮して、損害賠償責任の範囲・金額・請求期間について、これらを制限する規定をおくべきかどうか、またその内容をどのようにすべきかについては、ユーザ・ベンダ間で対立するところであるが、本モデル契約書では、具体的な損害賠償の上限額、損害の範囲・請求期間の制限については、個々の情報システムの特性等に応じて、個別に決定できるように記述している。

第1項では、損害賠償責任の成立を、帰責事由のある場合に限定している。本項は瑕疵担保責任としての損害賠償請求についても適用されるが、ソフトウェア開発に関連して生じる損害額は多額に上るおそれがあるので、本件システムの瑕疵を修正する責任について無過失責任とすること（別紙重要事項説明書「E ソフトウェア設計・制作業務契約の重要事項（1）」第6項等を参照されたい。）と同様に無過失責任とすることはベンダに過重な負担を課するとの考え方による。なお、損害の範囲について制限を設ける場合には、通常損害のみについて責任を負い、特別事情による損害、逸失利益についての損害や間接損害を負わないとする趣旨から、直接の結果として現実に被った通常の損害に限定して損害賠償を負う旨規定することが考えられる。

また、本項では損害賠償請求を行う場合一般について請求期間を重要事項説明書で定めることができると定めている。当該期間をどのように設定するかは、個別具体的な事情を勘案して定められるべきである。

第2項は、損害賠償の累積総額の上限額を設定する規定で、請求原因の構成如何に関わらず上限が設定されている。なお、解除に伴う原状回復としての委託料の返還は、損害賠償とは異なることに注意が必要である。例えばベンダ側に重大な債務不履行があり、ユーザから本件業務にかかる契約を解除され、原状回復として委託料全額を返還したとしても、委託料の返還は損害賠償の支払いではないので、損害賠償の上限を決める累計総額には加算されないことになる。すなわち、委託料250万円が上限となる規定があり、委託料が支払い済みである場合でベンダの債務不履行で解除となったとき、ベンダは250万円の委託料の返還に加え、250万円を上限とする損害賠償を請求される可能性が出てくることになる。

第3項は、第2項の免責は、損害賠償義務者に故意重過失ある場合には適用されないことを明記する場合の規定である。損害発生の原因が故意による場合には、判例では免責・責任制限に関する条項は無効となるものと考えられているし、重過失の場合にも同様に無効とするのが、支配的な考え方になっていることから設けられた規定である。

なお、遅延損害金についてシステム基本契約書では定めをおいていない。商事法定利率である年6分を超える割合の遅延損害金を定める場合は、別紙重要事項説明書上の各本件業務における「特約条項」欄に記載されたい。

（解除）

第11条 ユーザ又はベンダは、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 重大な過失又は背信行為があった場合
- ② 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
- ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

- ④ 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 2) ユーザ又はベンダは、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3) ユーザ又はベンダは、第1項各号のいずれかに該当する場合又は前項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

本条は、本契約の解除に関する条項である。本契約は、システム基本契約書と重要事項説明書から構成されるが、本条はその全部又は一部について解除する場合の要件を定めている。

第1項は、取引上の重大な事由について、無催告解除事由として規定する。

第2項は、個別の契約違反の催告解除について定める。

第3項は、期限の利益喪失に関する特約である。民法にも期限の利益の喪失事由（民法第137条）が規定されているが、その他の信用不安事由等も加えたものである。事由の軽重により、当然に期限の利益を喪失する第1項所定の場合と解除により期限の利益を喪失する第2項の場合とに分けた。

（権利義務譲渡の禁止）

第12条 ユーザ及びベンダは、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

本条は、契約上の地位の移転、債権譲渡、担保化の禁止に関する規定である。

（協議）

第13条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従いユーザ及びベンダが協議し、円満な解決を図る努力をするものとする。

本条は、一般の取引基本契約に定められているのと同様の協議解決条項である。

(和解による紛争解決・合意管轄)

- 第 14 条 本契約に関し、ユーザ及びベンダに紛争が生じた場合、ユーザ及びベンダは、次項の手续をとる前に、紛争解決のため第 4 条に定める連絡協議会を開催し協議を充分に行うとともに、次項及び 3 項に定める措置をとらなければならない。
- 2) 前項所定の連絡協議会における協議でユーザ・ベンダ間の紛争を解決することができない場合、本条第 4 項に定める紛争解決手続をとろうとする当事者は、相手方に対し紛争解決のための権限を有する代表者又は代理権を有する役員その他の者との間の協議を申し入れ、相手方が当該通知を受領してから○日以内に（都
市名）において、本条第 4 項に定める紛争解決手続以外の裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）などの利用も含め誠実に協議を行うことにより紛争解決を図るものとする。
- 3) 前項による協議又は ADR によって和解が成立する見込みがないことを理由に当該協議又は ADR が終了した場合、ユーザ及びベンダは、法的救済手段を講じることができる。
- 4) 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本条第 1 項、第 2 項は、本契約に関し、紛争が生じた場合、法的救済手段を講じる前段階として、当事者間でまず十分協議し、解決に尽力すべきことを規定している。

第 3 項は、当事者間による解決が不可能な場合、当事者は、法的救済手段（仲裁又は訴訟）による解決を求めることができることを規定している。

第 4 項は、裁判所に訴訟提起する場合を前提に、専属的な合意管轄（民事訴訟法第 11 条）について規定する。なお、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作権の権利に関する訴えについては、東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所については東京地方裁判所の管轄、大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所については大阪地方裁判所の管轄とされる（民事訴訟法第 6 条第 1 項）が、合意管轄も認められている（民事訴訟法第 13 条第 2 項）ので、本条の適用範囲に含まれる。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

ユーザ：

ベンダ：

重要事項説明書

重要事項説明書は、契約によって構成が異なるため、別冊に代表的なパターンを掲載してある。ここでは、重要事項説明書記載の契約条項について解説する。

要件定義～導入教育支援業務までの契約約定一覧は以下の通りである。

- A 要件定義支援及びパッケージソフトウェア候補選定支援業務契約（カスタマイズモデル）
- B パッケージソフトウェア選定支援及び要件定義支援業務契約（カスタマイズモデル）
- C パッケージソフトウェア選定支援及び要件定義支援業務契約(オプションモデル)
- D 外部設計支援業務契約
- E ソフトウェア設計・制作業務契約
- F 構築・設定業務契約
- G データ移行支援業務契約
- H 運用テスト支援業務契約
- I 導入教育支援業務契約
- J 保守業務契約
- K 運用支援業務契約

契約条項の一覧	A	B	C	D	E	F	G	H	I
契約の成立	○	○	○	○	○	○	○	○	○
パッケージソフトウェア候補の選定支援における善管注意義務	○								
パッケージソフトウェアの選定支援における善管注意義務		○	○						
ベンダの善管注意義務	○	○	○	○			○	○	○
業務終了の確認	○	○	○	○			○	○	○
機器の売買等		○	○	○	○	○	○	○	○
本件システムの納入					○	○			
本件システムの検収					○	○			
本件パッケージ固有の瑕疵					○	○			
本件システムについての瑕疵担保					○	○			
危険負担					○	○			
特許権等の帰属					○	○			
著作権の帰属					○	○			
知的財産侵害の責任					○	○			

保守業務～運用支援業務までの契約約定一覧は以下の通りである。

- J 保守業務契約
K 運用支援業務契約

契約条項一覧	J	K
契約の成立	○	○
機器等の売買等	○	○
保守業務の範囲	○	
運用支援業務の範囲		○
サービスの範囲（サービス仕様書による）	○	○
設置場所への立ち入り等	○	○
遠隔操作によるサービス	○	○
製造打ち切り、保守部品提供の中止の際の取扱い	○	
老朽化装置の取扱い	○	
交換部品の所有権	○	
秘密保持	○	
設置場所の変更	○	○
設置場所の整備	○	○
不具合の調査費用	○	
使用地域の制限	○	○
パッケージ本体の瑕疵担保責任	○	
有効期間	○	○
支払い遅延	○	○

A 要件定義支援及びパッケージソフトウェア候補選定支援業務契約（カスタマイズモデル）

別紙1のパッケージカスタマイズ取引契約モデルの上流工程前半に対応する規定である。

第1条は契約の成立についての規定である。

第2条はパッケージソフトウェアの候補選定支援における善管注意義務についての規定である。

本モデル契約書のいわゆる上流工程における最も重要な作業は、パッケージソフトウェア（本件システムの構築に利用する第三者が権利を有するソフトウェア、SaaS/ASP。以下「本件パッケージ」という。）の選定である。本モデル契約書においては「A 要件定義支援及びパッケージソフトウェア候補選定支援業務契約（カスタマイズモデル）」において本件パッケージ候補の選定が、「B パッケージソフトウェア選定支援及び要件定義支援業務

契約（カスタマイズモデル）」、「C パッケージソフトウェア選定支援及び要件定義支援業務契約（オプションモデル）」において本件パッケージの選定がユーザによって行われ、ベンダはその支援業務を行う。本件パッケージは本モデル契約の成果物となる本件システムの技術的中核となるものであり、また、利用・瑕疵担保等の法的問題の分野においても広い範囲にわたってその固有の条件が適用されることにより重要な意味をもつ。そして下流過程である設計、構築・設定、保守、運用の契約条件に対しても大きな影響を与えるものである。

本モデル契約書が想定する中小企業等ユーザは、パッケージソフトウェア等に関する専門的知識を有するベンダに比べ、そのようなパッケージソフトウェアに関する知見に欠けている。しかしながらユーザの業務内容及びプロジェクトゴールを熟知しているのはユーザ自身である。また上流過程における役割分担においてユーザがベンダに頼りきり、いわば丸投げ状態を認めることはユーザとベンダのシステム契約についての理解の不一致を招き、こうした契約における契約条件の透明性・明確性の妨げとなる。

そこで本モデル契約書では、最終的に本件パッケージの選定を行う者をユーザとし、ベンダはユーザに対し、パッケージソフトウェアに関する情報提供をしつつ、推奨するパッケージをユーザに提案する建付けとしている。そして前述した本モデル契約が想定する中小企業等ユーザのパッケージソフトウェアについての知見の不足に対応するために、当該推奨に係るパッケージの提案に関してベンダは、業界で一般的に認められる専門知識とノウハウにもとづく善良な管理者としての注意義務を負わせるものとした。また、これらの専門知識とノウハウに基づき、ベンダが適切と判断したときは、本件パッケージ候補が存在しないことをユーザに進言しなければならないとした。

「善良なる管理者の注意義務を果たした」かどうかは、情報処理技術に関する業界で一般的に要求される専門知識・ノウハウにもとづく注意義務を果たしたかどうかによって決定される。すなわち、ここでの注意義務とは、自らの能力に応じた注意義務の程度という主観的な意味ではなく業界において一般的・客観的に要求される注意義務を意味し、このような注意義務を欠くときは過失が認められる。ここで規定される善管注意義務は第3条のベンダの善管注意義務に重なるものであるが、上記したとおり本件パッケージの候補の選定支援作業の重要性に鑑み、再度確認して記載している。

第3条はベンダの善管注意義務一般についての規定である。ベンダは、ユーザに対し、各本件業務（請負契約であるソフトウェア設計・制作及び構築・設定業務を除く。）の履行に関し、準委任契約上の善良なる管理者の注意義務を負うことを確認する（民法第656条、第644条）。前述したとおり「善良なる管理者の注意義務を果たした」かどうかは、情報処理技術に関する業界で一般的に要求される専門知識・ノウハウにもとづく注意義務を果たしたかどうかによって決定される。すなわち、ここでの注意義務とは、自らの能力に応じた注意義務の程度という主観的な意味ではなく業界において一般的・客観的に要求される注意義務を意味し、このような注意義務を欠くときは過失が認められる。

逆に言うと、ベンダは、ユーザに対し、善良な管理者の注意義務をもって本件業務を履行している限り、各業務の内容、結果等について責任を負わない。

第4条は業務終了の確認についての規定である。

本条では、準委任としてベンダが善管注意義務に基づき業務を適切に行ったかどうかの確認を行う手続を定める。

第1項は、ベンダはユーザに対し、業務終了後所定の期間内に業務完了報告書を提出することとする。業務完了報告書兼検収依頼書の例については、別添のドキュメントモデルを参照のこと。

第2項は、点検期間を明確にした上で、ユーザが業務完了報告書の確認を行うことを定める。

第3項の業務完了確認書兼検収書の例については、別添ドキュメントモデルを参照のこと。

第4項は、ユーザが業務完了確認を怠った場合のみなし確認を定める。

B パッケージソフトウェア選定支援及び要件定義支援業務契約（カスタマイズモデル）

別紙1のパッケージカスタマイズ取引契約モデルの上流工程後半に対応する規定である。

第1条、3条、4条、5条は、基本的にA パッケージソフトウェア選定・要件定義支援業務契約のものと変わらない。

第2条は機器等の売買等についての規定である。本件業務においては機器等の販売が行われる場合があり、その際ユーザは、本件システムを構成する機器等（ハードウェア機器、電子媒体、OS）をベンダ又は第三者から購入し、またはリースすることとなるが、ベンダ又は第三者は、ユーザとの間において別途売買等に関する契約を締結することが多い。そうした契約が存在するときは、契約の対象となる当該機器等に関しては、本契約に優先して適用される旨を定める。

C パッケージソフトウェア選定支援及び要件定義支援業務契約(オプションモデル)

別紙2のパッケージオプション取引契約モデルの上流工程に対応する規定である。条項は別紙1のパッケージカスタマイズ取引契約モデルに対応する「A 要件定義支援及びパッケージソフトウェア候補選定支援業務契約（カスタマイズモデル）」、「B パッケージソフトウェア選定支援及び要件定義支援業務契約（カスタマイズモデル）」のものと同一である。

D 外部設計支援業務契約

契約の成立、機器等の売買等、ベンダの善管注意義務、業務終了の確認の4条項から成り、各条項の説明は前述のとおりである。

E ソフトウェア設計・制作業務契約、F 構築・設定業務契約

第1条は請負契約の成立に関する規定である。

第2条は本件システムの納入および出荷テストについての規定で、基本的にモデル取引・契約書第一版の規定と同じである。ソフトウェア設計・制作業務の場合はベンダによる適格性（出荷）テストの実施を定めている。

第3条では本件システムに関する検収を行う手続について定める。

第1項については、本件パッケージについて検査期間内に適格性（出荷）テスト条件（構築・設定の場合は「受入れテスト条件」）に基づき検査し、システム要件定義書、関連する文書と本件システムとが合致することを点検することを規定する。構築・設定業務の場合、現地調整の都合上、仕様書通りとならない場合があるため、構築・設定業務報告書が加わっている。

第2項は、本件パッケージがシステム要件定義書、関連する文書と本件システムに適合しないことが判明した場合、ベンダがこれを修正して修正版をユーザに納入することを義

務付けている。検査合格通知書兼検収書の例は、別添のドキュメントモデルを参照のこと。

第3項は、みなし検査合格に関する規定を定めることにより、ユーザの都合により検収が引き延ばされることを防ぐものである。

第4項は、検査合格をもって本件ソフトウェアの検収完了とすることを明記する。

第4条は機器等の売買等がある場合の規定であり、文言は、他の業務における規定と同じである。

機器等の売買について別契約が存在する場合はかかる契約が本契約に優先して適用されるので、当然瑕疵担保についても優先される。本件パッケージについても通常は本契約とは別の使用許諾契約書等が存在し、当該契約書に瑕疵担保の規定が存在することが多いと考えられるので本条と本件パッケージ固有の瑕疵の規定は重複する点もあるが、本モデル契約書における本件パッケージの役割の重要性に鑑み個別の条項において権利関係を明確にすることが重要であることから重複して規定してある。

第5条は、本件パッケージの固有の瑕疵に関する規定である。

第1項は、ソフトウェア設計・制作業務においてベンダが、ユーザに対し、本件パッケージに固有の瑕疵（本件パッケージそのものについての瑕疵）について原則として責任を負わないことを規定する。

第2項は、ベンダが例外として責任を負う場合を規定するものであって、ベンダが本件パッケージの固有の瑕疵（不具合、権利侵害等）の存在を知り、または重大な過失によりこれを知らず結果としてユーザにこれを告げなかった場合にのみ、民法第415条によって責任を負うことを定める。これは請負契約そのものから導き出される責任ではなく、本件パッケージの重要性に鑑みソフトウェア設計・制作業務に付随して発生する契約責任である。

第3項は、第1項によって責任を負う場合であっても、本体の請負契約の瑕疵担保の瑕疵が軽微であっても、納入物の修正に過分の費用を要する場合に無償での修正をベンダに求めるのは酷であるとの考え方から、民法第634条第1項但書に準じた規定を設けていることからこれに準じ損害が軽微な場合の免責を定めたものである。

第6条は、本件システム（ただし、本件パッケージソフトウェア及びハードウェア機器部分を除く。）に関する瑕疵担保責任について定める。履行がなされていない（仕事が完成されていない）場面での債務不履行責任と履行が一応完了した（仕事が完成した）後の場面での瑕疵担保責任の境界は、実務上判断が難しいところがある。システム開発についてシステムを完成させたと認められるか否かは、仕事が当初の請負契約で予約していた最後の工程まで終えているか否かを基準にすべきであるとする裁判例がある（東京地判平成14年4月22日）。具体的には、当初仕様書にて予約されている業務の最後の工程まで終えて納品及び検査合格後、瑕疵が発見された場合には、原則として瑕疵担保責任が適用されることになると思われる。

前述したように本件システムを構成するものであっても、本件パッケージソフトウェアについてはベンダは当該パッケージの固有の瑕疵（不具合、権利侵害等）の存在を知り、または重大な過失によりこれを知らず結果としてユーザにこれを告げなかった場合にのみ責任を負うものであって、本件パッケージソフトウェアについての本条の適用はない。さらに本件システムを構成する機器等であっても、係る機器等について別の契約が存在する場合はやはり本条の瑕疵担保の規定の適用はない。

第1項は、パッケージシステム利用コンピュータソフトウェア開発業務において生じた「本件システムについてシステム要件定義書及び／もしくは関連する文書等の仕様との不一致（バグを含む。）」を瑕疵とする。本件システムに関するセキュリティ対策についてはシステム仕様書等に含まれているのであればその仕様書との不一致があれば、「瑕疵」に該

当する。瑕疵担保期間は、情報システムの規模や対価等を考慮してケースバイケースにより、当事者間で決めるべきことであるから、ここでは具体的な期間は明示しない。

第2項では、瑕疵が軽微であっても、納入物の修正に過分の費用を要する場合に無償での修正をベンダに求めるのは酷であるので、民法第634条第1項但書に準じた規定を設けている。

第3項は、民法第634条第1項但書に準じ、瑕疵がユーザの指示や提供した資料等に起因する場合にはベンダは担保責任を負わないが、ベンダがかかる資料等又はユーザの指示が不適當であることを知って指摘しない場合には担保責任を免れないとする規定である。

第4項は、瑕疵担保責任の範囲を定める。実務上、瑕疵担保責任による修補と保守業務とが区別されずにいたため、本来であれば、ベンダがユーザに対して有償で提供する保守サービスが瑕疵担保責任の名の下に無償にて提供されている場合がよくある。このような現状を整理するため、本項では瑕疵担保責任の対象は、本契約のもとでテストが行われた本件システムのみであって、当該システムがアップグレードされたことに起因する問題等については、ベンダは、有償による保守サービスによってこれに対応するものとする。

担保責任に関する損害賠償については、本契約書第10条を参照のこと。

第7条は有体物の納入がある場合の危険負担について定めたものである。

第8条は特許権の帰属についての規定である。ベンダが開発したソフトウェア等の納入物に関しては、特許権、著作権、ノウハウ等の知的財産権が発生する場合がある。知的財産権の帰属については、ユーザ、ベンダ双方の利害が対立することから、契約で明確に規定しておくべきである。本条は、ソフトウェア設計・製作業務及び構築・設定業務の遂行過程で生じる特許権等に関する権利の帰属及び実施権について定める。

第1項は、発明者主義に従い、当事者のいずれか一方の発明者が単独で発明考案した場合には、特許権等は当該当事者に帰属するものとする。なお、モデル取引・契約書第一版におけるモデル契約書第44条第2項のようにベンダ及びユーザが共同発明を行うことは、本件システムがパッケージソフトウェアを前提としているものである以上、考えにくく、ベンダのみが発明者となる場合が圧倒的に多いであろう。

第2項は、ベンダが特許権等を保有する場合においても、ユーザが開発されたソフトウェアを使用するのに必要な範囲では、特許権等を使用する必要があるため、通常実施権を許諾するものとしている。また、一定の第三者に使用せしめる旨を個別契約の目的として特掲した上で開発された特定ソフトウェアについては、当該第三者に対しても許諾するものとする。なお、かかる許諾についての対価は委託料に含まれることを明記すべきである。

第9条では、納入物の著作権の権利帰属及び利用について規定する。新たに作成されたソフトウェアの著作権をベンダ、ユーザのいずれに帰属させるべきかについては、ベンダは作成したソフトウェアの再利用のために自己のものとして留保したいと考え、ユーザは自己の機密情報が含まれる場合の保護の観点などからベンダから譲り受けて、自己のものになりたいと考えている。モデル取引・契約書第一版においては、社会的な生産効率の向上の観点などから、汎用性のあるプログラムについてはベンダに帰属せると共に、その余のプログラムに関してベンダ帰属案（A案）、ユーザ帰属案（B案）、共有案（C案）が記載されている。

本研究회가前提とする取引は、パッケージソフトウェアを利用すること、ユーザが中小企業等であることなどに特色がある。この観点より本論点を検討すると、まず、アドオン等のカスタマイズで新たに作成されるソフトウェアは前提となるパッケージソフトウェアの関連で作成されるものであり、当該パッケージソフトウェアの一般的機能となるべきものが、カスタマイズという形で先行して開発されることも多い。それゆえ、かかる部分が将来的には他のユーザにも共通に利用できる部分となるケースもしばしばある。なお、ユーザがベンダから著作権の譲渡を受ける場合には、別途譲渡の対価を支払うことが要請さ

れるため、そのような場合にはユーザの費用負担が増大する。他方、かかる部分にユーザの機密情報が含まれている場合にノウハウの流出防止など当該機密情報の保護をユーザが求めることは当然のことであるが、機密情報の保護のためには、著作権を取得しなくとも別途用意される秘密保持条項で対応できるものと考えられる。

以上の次第で、カスタマイズ等により作成されたソフトウェアの権利をベンダに帰属させベンダが他のビジネスにおいても再利用できる環境を整えていた方が、総体としては価格を低く抑えることができ、中小企業等が利用するシステムとして比較的合理的な価格で広く普及することに資する結果となると考えられるため、カスタマイズ等により新たに作成されたソフトウェアの権利は原則ベンダに帰属させることとした。

勿論、当事者の合意により、B 案又は C 案を採用することも可能である。第 1 項は、納入物に関する著作物の著作権については、ユーザ又は第三者が従前から保有していた著作権を除き、ベンダに全ての著作権を帰属させる。

第 2 項は、本件ソフトウェアに関して、ユーザが行う自己使用のための複製又は翻案について定める。また、一定の第三者に使用せしめる旨を個別契約の目的として特掲した上で、開発された特定ソフトウェアについては、当該第三者に対しても利用許諾できるものとし、ベンダは、著作者人格権（著作権法第 59 条）を行使しないことを定める。なお、一定の第三者に使用せしめる旨を個別契約の目的として特掲した上で開発された特定ソフトウェアについては、当該第三者に対しても許諾するものとする。なお、かかる許諾についての対価は委託料に含まれることを明記すべきである。

第 10 条では、納入物が、著作権及び特許権その他の知的財産権を侵害した場合のベンダの責任について規定する。著作権侵害についてはクリーンルーム手法等による回避の可能性もあるが、特許権は未公開中のものもあるし、公開済みの出願であっても、ベンダにおいて侵害の有無をすべてを完全に調査検証することは事実上困難であるし、海外も含め調査検証にかなりの費用を要することもある。また、ベンダが、第三者の知的財産権に関する納入物の非侵害を保証することは現実的ではないため、侵害時の責任分担を定めておくことも必要となる。個別取引の実情にあわせて規定を設けることになるが、本契約では、以下の案を提示する。

本条では、パッケージソフトウェア等の選定についてベンダがユーザに提案することから、ユーザが権利者に対して支払うこととなった損害賠償額等をベンダが負担することとしている。但し、ベンダがかかる責任を負う前提として、ベンダに必要な情報が提供され、防御に関する適切な権限が与えられることが必要である。そこで、ベンダが責任を負う要件として、①申立ての事実及び内容のすみやかな通知、②ベンダが交渉又は訴訟の決定権限を有すること、③ユーザの敗訴判決確定又は和解成立などによる確定的解決で損害賠償の支払義務が確定することを規定する。ユーザに生じた損害賠償額及び合理的な弁護士費用の上限は、システム基本契約書第 10 条に従う。³⁵ 第 1 項但書は、侵害の申立がユーザの帰責事由による場合、本件パッケージソフトウェア及びシステム基本契約書に優先する契約の対象となる機器等を原因とする場合には、ベンダが免責される旨規定する。例えば、特許権侵害等がユーザの指示した仕様に関する部分である場合、納入した本件ソフトウェアをユーザが他のソフトウェアと組み合わせるなどして第三者の特許権を侵害した場合、ユーザが本件ソフトウェアをベンダとの事前の合意に反して本邦外で使用し本邦外の特許権を侵害した場合、ユーザが本件ソフトウェアをベンダとの事前の合意なく変更した場合、ユーザが本件ソフトウェアを自己利用の範囲又は第三者に使用せしめる旨を特掲した特定ソフトウェアの範囲を超えて配布した場合などが想定されている。

第 2 項は、ベンダは、本条に基づく責任を主体的に負うことになるので、ユーザは、防

³⁵ モデル取引・契約書第一版では上限は規定されていない。

御方法等の一切をベンダに委ねなければならない旨を定める。

第3項は、ベンダの帰責事由により納入物の使用が不可能となるおそれがあるような場合には、ベンダの判断と費用負担で、ユーザが第三者の知的財産権を侵害することなく情報システムを継続使用できるように措置を講じることができる旨を規定する。第三者の知的財産権を侵害するものとして損害賠償額が拡大し、プログラムの継続使用ができなくなる事態を考慮したものである。

G データ移行支援業務契約、H 運用テスト支援業務契約、I 導入教育支援業務契約

契約の成立、機器等の売買等、ベンダの善管注意義務、業務終了の確認の4条項から成り、各条項の説明は前述のとおりである。

J 保守業務契約

第1条は、準委任契約の成立に関する規定である。

第2条は、保守業務の範囲についての規定である。本件システムに対する保守業務には、ハードウェア保守及びアプリケーション保守（パッケージソフトウェアに関する保守を除く。）があり、本条はこの双方について定めるものである。共通フレーム2007によれば、保守業務には、(1)不良或不具合を修正する業務（是正保守）、(2)あらゆる環境の変化に対応させる業務（適応保守）、(3)本件システムの性能又は保守性を改善する業務（完全化保守）及び(4)引渡後潜在的な不具合が顕在化する前に発見し修復する業務（予防保守）が挙げられる。本条にてベンダが行う保守とは、(1)のみであり、(2)、(3)及び(4)の業務は、既に本件システムの変更でありこれを通常の保守業務としてベンダに行わせるのは酷との考えから、対象外であるとした。

第3条は、サービスの範囲についての規定であり、保守サービスの内容は、別途ベンダとユーザとの間で取り交わされるサービス仕様書による旨を定めた。

第4条は設置場所への立ち入り等についての規定であり、保守業務の便宜のために、ベンダによる本件システムの設置場所への立ち入り、ユーザによる作業場所及び消耗品の提供について定めた。

第5条は、遠隔操作によるサービスについての規定である。事前の合意がある場合、ベンダが遠隔地からユーザのサーバにログインして保守サービスが実行できる。遠隔保守を実行する都度、ユーザの個別承認を得るかは、個別に重要事項説明書の付帯事項で定める。

第6条は、製造打ち切り、保守部品提供の中止の際の取扱いについての規定であり、本件システムを構成するハードウェアの製造会社の都合によってハードウェアの製造が中止された場合、又は保守部品の提供を中止した場合、ベンダは、ユーザに対し、ハードウェア保守を行うことは不可能である。そこで、ベンダは、ユーザに対し、ハードウェア自体を有償にて交換することを請求することができる。当該請求に応じなかったユーザについては、当該ハードウェアを保守業務の対象から外すことができる。この場合の保守料金は、当該保守料金体系に従って処理されるものとする。

第7条は、老朽化装置の取扱いについての規定である。前条と同様の趣旨から、本件システムを構成するハードウェアの保守部品がハードウェア製造会社の定める耐用年数（設計標準使用期間）を超えた場合、当該保守部品が老朽化し、保守業務が適切に行われなく

なる可能性が高いので、ベンダは、ユーザに対し、当該保守部品を有償にて交換することを請求することができる。当該請求に応じなかったユーザについては、当該保守部品を保守業務の対象から外すことができる。この場合、ユーザがベンダに対して支払う保守料金については変更しない。

第8条は、ソフトウェアのサポート中止がなされた際の取扱いの規定である。ソフトウェアの製造会社がサポートを中止した後、機能の不具合やセキュリティ等の欠陥が発見された場合、ベンダはそれを改修することが不可能である。また、ソフトの製造会社が不具合を修正しないことで、ソフトウェアの安定稼働を維持することが困難になり、それによって、カスタマイズ部分に影響が及び、保守業務が適切に行われなくなる等の場合がある。ベンダはこのような場合、保守の継続について検討し、その内容をユーザに提示した上で、保守内容の変更交渉を開始することができる。この場合、ユーザはベンダと保守契約の見直し交渉に応じなくてはならない。

第9条は、交換部品の所有権についての規定である。交換された保守部品については、従来はユーザに所有権がある。ただ、本条は、保守業務の履行の際の実務上の慣行に基づき、交換された保守部品の所有権が交換によってベンダに帰属する旨を定める。

第10条は、秘密保持についての保守契約独自の規定である。契約書の秘密保持義務の規定と矛盾せず、その前提での規定である。前条により、交換された保守部品についてはベンダの所有となるが、ユーザの使用により、当該保守部品にはユーザの情報が記憶されている。本条は、ベンダが当該ユーザ情報を本契約第7条に定める秘密情報として取扱い、保護する旨を定めた。

第11条は、設置場所の変更についての規定である。ユーザが本件システムの設置場所を変更した際、ベンダがこれを知らなければ円滑な保守業務が行われることはないので、ユーザに対し、ベンダに変更の30日前までにこれを通知することを求めた規定である。仮に、ユーザがこれを怠った場合、ベンダによる保守業務を受けられなくてもこれをベンダの債務不履行であると主張することはできない。

第12条は、設置場所の整備についての規定である。ユーザが本件システムを所有及び管理しているので、ユーザが本件システムの設置場所を整備しておかなければベンダによる適切な保守が受けられない。そこで、ユーザは、ハードウェア製造会社が定める数々の使用環境条件に適合するよう本件システムの設置場所を整備しなければならないことを定める。

第13条は、不具合の調査費用についての規定である。本件システムのハードウェア、ソフトウェアの不具合については、原則としてシステム保守の専門家であるベンダがその費用負担にてこれを調査する。しかしながら、調査の結果、当該不具合がユーザの重過失により発生したことが判明した場合、調査の費用をベンダに負わせることは公平ではない。また、保守業務の対象に含まれないハードウェア、ソフトウェアが原因になって保守業務の対象であるハードウェア、ソフトウェアに不具合が発生した場合、調査の費用をベンダに負わせることは公平ではないことから、本件システムの不具合の際の調査費用について定めた。

第14条は、使用地域の制限についての規定である。本件システムは、もともと日本国内においてのみ使用することが予約されており、仮にユーザがこれを一回でも日本国外にて使用した場合本件システムに何らかの影響が発生する可能性が大きく、ベンダは、当該システムについては適切な保守業務を行うことはできないため、本件システムの使用地域の制限について定めた。

第 15 条は、パッケージ本体の不具合についての規定である。ベンダは、パッケージソフトウェアの固有の不具合について、適切な保守業務を行うことは不可能であるから、これは保守業務の対象外であることを定めた。パッケージソフトウェアの固有の不具合については、パッケージソフトウェアの使用許諾書に従うものとする。

第 16 条は、有効期間についての規定であり、保守業務の期間を 1 年間とし、当事者から申し出がなく、また保守業務の対象機器であるハードウェアの部品が市場において供給される限り、自動更新されることを定める。

第 17 条は、支払遅延についての規定である。保守業務は、継続的な保守サービスを提供することをその内容とするため、仮にユーザが代金債務の支払を怠った場合においてもベンダにサービスの提供を要求することは酷であるため、このような場合、ベンダは、ユーザに対し、支払遅延日以後の保守サービスを行う必要がない旨を定めた。

K 運用支援業務契約

保守業務契約の規定とほぼ同様であるのでそちらを参照されたい。